市 税 の 概 要

令和８年度版

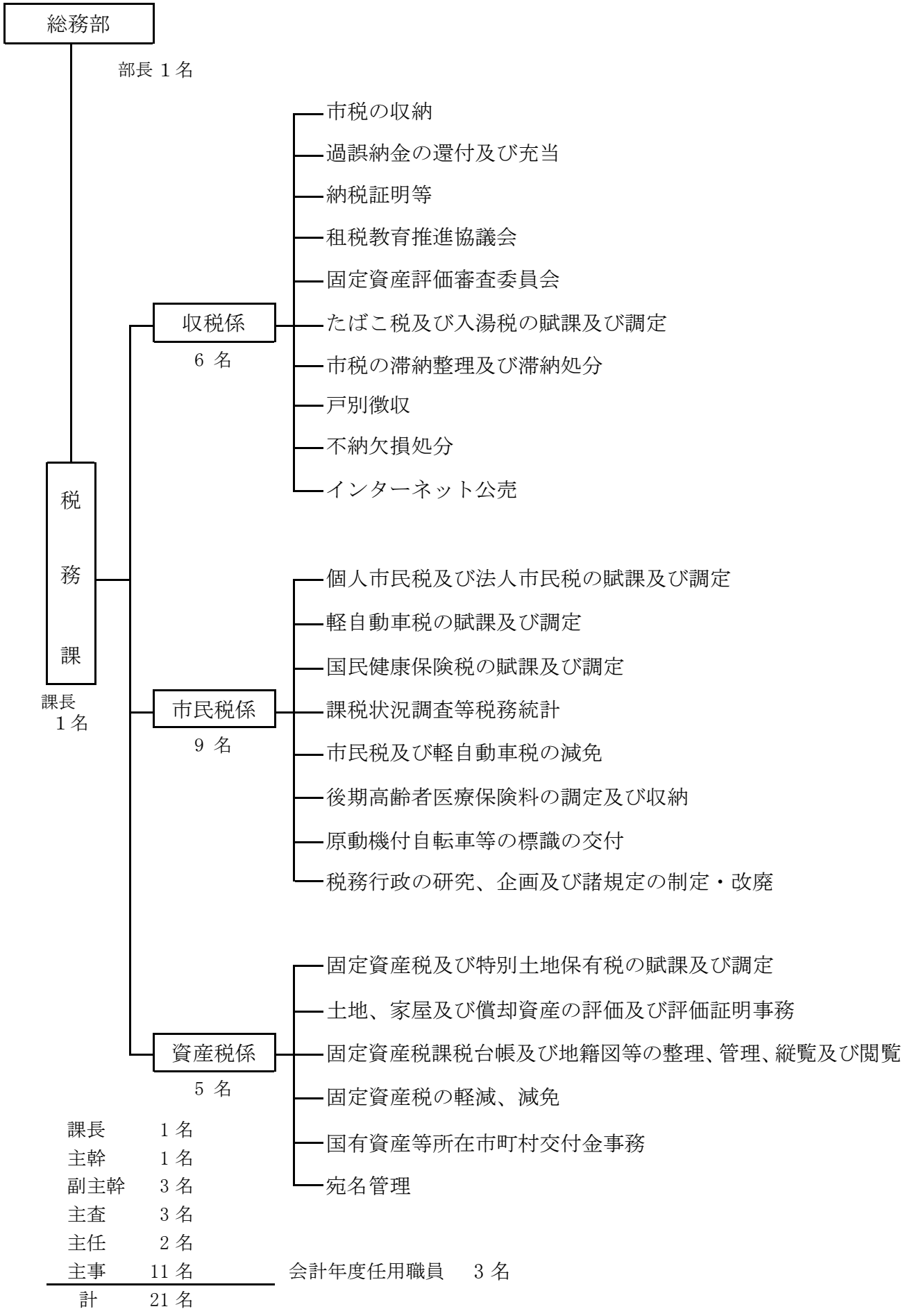
富山県　南砺（なんと）市

目　　次

１．　税務課機構及び事務分掌 …… 1
２．　令和８年度一般会計歳入歳出予算(当初) …… 2
３．　市税予算の推移(当初) …… 4
　　(1)市税(一般会計)
　　(2)国民健康保険税(国民健康保険事業特別会計)
４．　市税収納状況 …… 5
　　(1)市税収納率　(2)国民健康保険税収納率
　　(3)督促状・催告書発送状況、(4)県民税徴収取扱委託金の推移
　　(5)納税通知書及び口座振替依頼件数の推移(当初賦課)
　　(6)コンビニ納付・口座振替納付の実績推移(現年度分)
５．　滞納整理の状況 …… 8
　　(1)滞納処分の執行停止状況
　　(2)不納欠損の推移
６．　令和８年度市・県民税課税状況(当初調定) …… 9
７．　令和８年度業種別、個人市民税所得割に関する調 …… 10
　　(1)所得割額構成割合の推移
　　(2)１人当り所得金額と納税義務者数の推移
　　(3)個人住民税額の推移
８．　法人市民税調定額の推移(最終調定額) …… 12
　　(1)均等割の税率と区分別法人数
　　(2)法人税割の税率の推移
　　(3)法人税割額
９．　固定資産税額の推移 …… 14
　　(1)固定資産税調定額の推移　(2)税率の推移
　　(3)固定資産税課税標準額の推移
　　イ. 土地　　ロ. 家屋　ハ. 償却資産
　　(4)国有資産等所在市町村交付金及び納付金の推移
　　イ. 国有資産等交付金
10．　軽自動車税に関する調 …… 17
11．　たばこ税に関する調 …… 18
12．　入湯税に関する調 …… 18
13．　国民健康保険税の概要 …… 19
14．　後期高齢者医療保険料(参考) …… 20
15．　税率一覧表(令和８年度) …… 21
16．　所得等の控除額の一覧表 …… 25

1．税務課機構及び事務分掌

令和8年10月1日現在

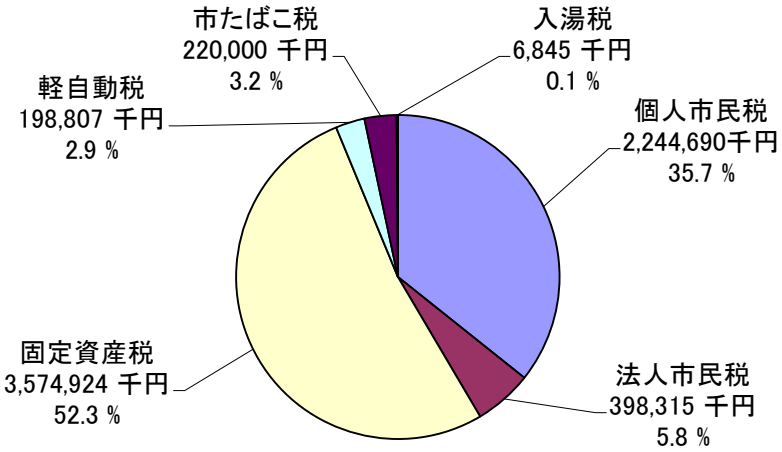


2. 令和8年度一般会計歳入歳出予算（当初）

（1） **歳　　入**　　住民登録台帳人口；令和8年4月1日現在　44,865 人（前年同期841人減）

区　　分	予算額（千円）	人口1人当り（円）	構成比（%）	自主財源（千円）	依存財源（千円）
1. 市　　税	6,839,581	152,448	19.0	6,839,581	
2. 地方譲与税	425,500	9,484	1.2		425,500
3. 利子割交付金	12,000	268	0.0		12,000
4. 配当割交付金	36,000	802	0.1		36,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	39,000	869	0.1		39,000
6. 法人事業税交付金	116,000	2,586	0.3		116,000
7. 地方消費税交付金	1,266,000	28,218	3.5		1,266,000
8. ゴルフ場利用税交付金	5,000	111	0.0		5,000
9. 環境性能割交付金	0	0	0.0		0
11. 地方特例交付金	98,100	2,187	0.3		98,100
12. 地方交付税	13,800,000	307,590	38.3		13,800,000
13. 交通安全対策特別交付金	4,900	109	0.0		4,900
14. 分担金及び負担金	92,022	2,051	0.2	92,022	
15. 使用料及び手数料	285,492	6,363	0.8	285,492	
16. 国庫支出金	3,200,341	71,333	8.9		3,200,341
17. 県支出金	2,027,577	45,193	5.6		2,027,577
18. 財産収入	249,475	5,561	0.7	249,475	
19. 寄附金	243,314	5,423	0.7	243,314	
20. 繰入金	4,243,925	94,593	11.8	4,243,925	
21. 繰越金	70,000	1,560	0.2	70,000	
22. 諸収入	1,007,373	22,453	2.8	1,007,373	
23. 市債	1,988,400	44,320	5.5		1,988,400
歳入合計	36,050,000	803,522	100.0	13,031,182	23,018,818
			比率%	36.1	63.9

令和8年度 市税予算の内訳 6,839,581千円



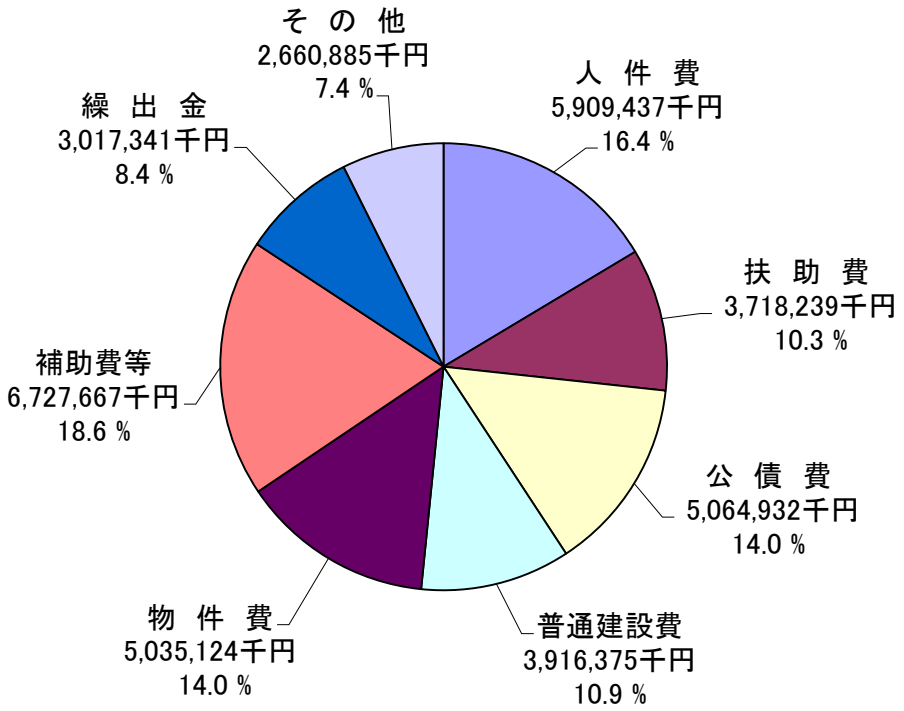
令和８年度市税予算内訳

税　目	予算額（千円）
個人市民税	2,440,690
法人市民税	398,315
固定資産税	3,574,924
軽自動車税	198,807
市たばこ税	220,000
入湯税	6,845
計	6,839,581

（2） 歳　　出

区　　分	予算額（千円）	人口1人当り（円）	構成比（%）
1. 議　　会　　費	210,434	4,690	0.6
2. 総　　務　　費	4,177,366	93,110	11.6
3. 民　　生　　費	9,898,006	220,618	27.4
4. 衛　　生　　費	3,416,358	76,148	9.5
5. 労　　働　　費	61,412	1,369	0.2
6. 農林水産業費	1,586,069	35,352	4.4
7. 商　　工　　費	2,056,798	45,844	5.7
8. 土　　木　　費	4,495,255	100,195	12.5
9. 消　　防　　費	1,214,582	27,072	3.4
10. 教　　育　　費	3,426,324	76,370	9.5
11. 災害復旧費	141,790	3,160	0.4
12. 公　　債　　費	5,064,932	112,893	14.0
13. 諸　支　出　金	230,674	5,142	0.6
14. 予　　備　　費	70,000	1,560	0.2
歳出合計	36,050,000	803,523	100.0

令和8年度　一般会計予算　性質別歳出の内訳



性質別歳出の内訳

区　分	予算額(千円)
人件費	5,909,437
扶助費	3,718,239
公債費	5,064,932
普通建設費	3,916,375
物件費	5,035,124
補助費等	6,727,667
繰出金	3,017,341
その他	2,660,885
計	36,050,000

3.市税予算の推移(当初)

（１）市税（一般会計）

税目	区分		令和6年度 予算額:(A)（千円）	令和6年度 構成比（%）	令和7年度 予算額:(B)（千円）	令和7年度 構成比（%）	前年比(B)/(A)（%）	令和8年度 予算額:(C)（千円）	令和8年度 構成比（%）	前年比(C)/(B)（%）
市民税	個人	均等割(現年度分)	79,432	1.3	79,293	1.2	99.8	80,605	1.2	101.7
		所得割(現年度分)	1,856,147	29.7	2,154,864	32.6	116.1	2,350,085	34.4	109.1
		小　計	1,935,579	30.9	2,234,157	33.7	115.4	2,430,690	35.5	108.8
		滞納繰越分	11,000	0.2	10,000	0.1	90.9	10,000	0.2	100.0
	法人	均等割(現年度分)	162,581	2.6	160,059	2.4	98.4	166,937	2.4	104.3
		法人税割(現年度分)	190,959	3.1	243,350	3.7	127.4	231,128	3.4	95.0
		小　計	353,540	5.6	403,409	6.1	114.1	398,065	5.8	98.7
		滞納繰越分	250	0.0	250	0.0	100.0	250	0.0	100.0
固定資産税	純固定	土　地	812,533	13.0	830,388	12.5	102.2	843,948	12.3	101.6
		家　屋	1,479,704	23.6	1,489,620	22.5	100.7	1,552,250	22.7	104.2
		償却資産	1,108,663	17.7	1,100,092	16.6	99.2	1,057,602	15.5	96.1
		小　計	3,400,900	54.3	3,420,100	51.7	100.6	3,453,800	50.5	101.0
		滞納繰越分	17,000	0.3	15,000	0.2	88.2	15,000	0.2	100.0
	国有資産等所在市町村交付金		115,949	1.9	110,407	1.7	95.2	106,124	1.6	96.1
軽自動車税	※1　環境性能割		10,857	0.2	11,289	0.2	104.0	0	0.0	0.0
	※2種別割	現年度分	188,125	3.0	190,158	2.9	101.1	198,307	2.9	104.3
		滞納繰越分	500	0.0	500	0.0	100.0	500	0.0	100.0
市たばこ税			219,000	3.5	217,000	3.3	99.1	220,000	3.2	101.4
入湯税			7,387	0.1	6,845	0.1	92.7	6,845	0.1	100.0
特別土地保有税			－	0.0	－	0.0	0.0	－	0.0	0.0
市　税　合　計			6,260,087	100.0	6,619,115	100.0	105.7	6,839,581	100.0	103.3

※１軽自動車税の環境性能割は令和７年度をもって廃止。

※２令和８年度以後、軽自動車税の種別割の標記が無くなる。

（２）国民健康保険税（国民健康保険事業特別会計）

税目	区分	令和6年度 予算額:(A)（千円）	令和6年度 構成比（%）	令和7年度 予算額:(B)（千円）	令和7年度 構成比（%）	前年比(B)/(A)（%）	令和8年度 予算額:(C)（千円）	令和8年度 構成比（%）	前年比(C)/(B)（%）
国民健康保険税	一般医療(現年度分)	574,268	70.8	551,059	70.6	96.0	556,463	68.1	101.0
	一般後期高齢(現年度分)	172,799	21.3	166,374	21.3	96.3	167,901	20.6	100.9
	一般介護(現年度分)	46,924	5.7	46,667	6.0	99.5	48,587	5.9	104.1
	こども・子育て(現年度分)	－	－	－	－	－	27,857	3.4	皆増
	退職医療(現年度分)	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	－
	退職後期高齢(現年度分)	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	－
	退職介護(現年度分)	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	－
	小　計	793,991	97.8	764,100	97.9	96.2	800,808	98.0	104.8
	滞納繰越分	17,115	2.1	16,502	2.1	96.4	16,123	2.0	97.7
	計	811,106	99.9	780,602	100.0	96.2	816,931	100.0	104.7

4. 市税収納状況

（１）市税収納率（一般会計）

（単位:千円、%）

区分 / 税目		令和5年度 調定額(A)	令和5年度 収入額(B)	令和5年度 不納欠損額(C)	令和5年度 収納率(B)/((A)-(C))	令和6年度 調定額(A)	令和6年度 収入額(B)	令和6年度 不納欠損額(C)	令和6年度 収納率(B)/((A)-(C))	令和7年度 調定額(A)	令和7年度 収入額(B)	令和7年度 不納欠損額(C)	令和7年度 収納率(B)/((A)-(C))
市民税	個人市民税	2,226,254	2,214,823	0	99.5	2,063,814	2,051,863	0	99.4	2,385,964	2,372,661	0	99.4
	法人市民税	355,221	353,528	0	99.5	535,931	534,763	0	99.8	477,836	476,887	0	99.8
	小　　計	2,581,475	2,568,351	0	99.5	2,599,745	2,586,626	0	99.5	2,863,800	2,849,548	0	99.5
固定資産税	純固定資産税	3,545,520	3,515,701	0	99.2	3,499,778	3,465,466	0	99.0	3,525,681	3,485,280	0	98.9
	国有資産等所在市町村交付金	121,510	121,510	0	100.0	115,949	115,949	0	100.0	110,408	110,408	0	100.0
	小　　計	3,667,030	3,637,211	0	99.2	3,615,727	3,581,415	0	99.1	3,636,089	3,595,688	0	98.9
軽自動車税	種別割	186,435	185,886	0	99.7	189,204	188,511	0	99.6	191,943	191,271	0	99.6
	環境性能割	11,811	11,811	0	100.0	13,245	13,245	0	100.0	15,981	15,981	0	100.0
	小　　計	198,246	197,697	0	99.7	202,449	201,756	0	99.7	207,924	207,252	0	99.7
市たばこ税		232,850	232,850	0	100.0	226,516	226,516	0	100.0	231,657	231,657	0	100.0
入湯税		6,582	6,582	0	100.0	7,357	7,357	0	100.0	6,760	6,760	0	100.0
特別土地保有税		－	－	0	－	－	－	0	－	－	－	0	－
現年度課税分計		6,686,183	6,642,691	0	99.3	6,651,794	6,603,670	0	99.3	6,946,230	6,890,905	0	99.2
滞納繰越分	個人市民税	54,549	12,522	2,983	24.3	49,103	9,180	3,132	20.0	47,584	9,749	6,000	23.4
	法人市民税	6,611	317	60	4.8	7,927	667	1,113	9.8	7,315	634	3,053	14.9
	固定資産税	177,520	26,477	14,701	16.3	166,233	12,077	40,112	9.6	148,351	13,573	35,823	12.1
	軽自動車税	3,457	975	126	29.3	2,934	530	242	19.7	2,857	573	660	26.1
	計	242,137	40,291	17,870	18.0	226,197	22,454	44,599	12.4	206,107	24,529	45,536	15.3
一般市税　合計		6,928,320	6,682,982	17,870	96.7	6,877,991	6,626,124	44,599	97.0	7,152,337	6,915,434	45,536	97.3

（２）国民健康保険税収納率（国民健康保険事業特別会計）

国民健康保険税	現年度課税分	842,735	828,340	0	98.3	811,102	797,030	0	98.3	820,318	806,111	0	98.3
	滞納繰越分	103,079	19,992	1,106	19.6	96,133	17,073	1,765	18.1	90,864	15,809	15,890	21.1
	計	945,814	848,332	1,106	89.8	907,235	814,103	1,765	89.9	911,182	821,920	15,890	91.8

(3)督促状・催告書発送状況

期別	督促状発送件数						
	令和6年度	令和7年度					
		市県民税		固定資産税	軽自動車税	国保税	計
		普通徴収	特別徴収				
4月	91	13	53			4	70
5月	818	4	57	788		10	859
6月	678		50		633	2	685
7月	416	427	68			1	496
8月	952		100	733		226	1,059
9月	759	454	75			238	767
10月	251		63			217	280
11月	622	393	59			197	649
12月	241		75			180	255
1月	933		69	676		176	921
2月	623	414	61			169	644
3月	918		79	724		173	976
合計	7,302	1,705	809	2,921	633	1,593	7,661

月	一斉催告書発送件数	
	令和6年度	令和7年度
4月	609	504
8月	720	534
11月	681	486
計	2,010	1,524

(4)県民税徴収取扱委託金の推移

(単位:千円)

年　度	(納税義務者の数)×3,000円	その他取扱費(還付充当金他)	平成18年度以前の年度分の県民税に対する分(県民税額×7%)	委託金額合計
令和3年度	(27,458)　83,711	4,752	27	88,490
令和4年度	(27,015)　82,778	3,531	11	86,320
令和5年度	(26,778)　81,979	2,762	1	84,742
令和6年度	(26,849)　81,991	4,617	1	86,609
令和7年度	(27,372)　83,004	5,459	1	88,464

(5)納税通知書及び口座振替依頼件数の推移(当初賦課)

(単位:件、%)

年　度	納税通知書件数	口座振替依頼件数	口座振替率	備　考(納付方法)
令和4年度	54,421	39,968	73.4	単税方式
令和5年度	51,853	39,423	76.0	単税方式
令和6年度	51,304	38,642	75.3	単税方式
令和7年度	52,439	38,685	73.8	単税方式
令和8年度	52,378	38,145	72.8	単税方式

各年度当初賦課、納税通知書にかかる件数とする。

（6）コンビニ納付・口座振替納付の実績推移（現年度分）

分類	納付方法	R3	R4	R5	R6	R7
件数（件）	全体	153,887	153,051	154,247	149,540	152,905
	口座振替	119,036	116,892	115,173	111,044	111,449
	コンビニ納付	15,939	17,921	16,347	15,357	16,365
	スマホ決済			1,573	713	758
	窓口納付	18,912	18,238	14,220	10,611	9,909
	共通納税	―	―	6,934	11,815	14,424
収納金額（千円）	全体	4,858,005	4,957,767	4,995,570	4,894,482	5,036,463
	口座振替	3,507,376	3,570,322	3,571,351	3,463,031	3,550,778
	コンビニ納付	231,665	260,707	235,500	212,834	241,833
	スマホ決済			33,839	13,922	14,271
	窓口納付	1,118,964	1,126,738	352,092	230,000	194,884
	共通納税	―	―	802,788	974,695	1,034,697

・件数、収納金額については本税に係るもののみ計上。

・法人市民税及び徴収方法が給与特別徴収・年金特別徴収のものは含まれていない。

・口座振替事務の経費は、手数料（10円/件）＋消費税

・コンビニ収納事務の経費は、基本手数料（10,000円/月）＋手数料（79円/件）＋消費税

・R4.3.1～R4.10.10までの期間は、システム都合によりコンビニ納付・スマホ決済の区別はしていない。

R5.4から固定資産税、軽自動車税、令和６年４月から市県民税、国民健康保険税の納付書に地方税統一ＱＲコード（eL - QR）が印刷されたことで、次の納付が可能。

①ＱＲ対応の金融機関での窓口納付。

②地方税共同機構が提供する「地方税お支払いサイト」からＱＲコードの読み取りや「eL番号」を入力することでの登録した銀行口座からの引き落とし。

③「地方税お支払いサイト」からＱＲコードの読み取りや「eL番号」を入力することでのクレジットカード納付が可能。

④各種スマホ決済アプリでＱＲコードを読み取ることでのスマホ納付。

５．滞納整理の状況

(1)滞納処分の執行停止状況

（単位:円、件）

税目＼年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	税　額	件数	税　額	件数	税　額	件数
個人市民税	9,648,831	86	5,088,722	103	2,291,845	53
法人市民税	3,235,200	31	1,020,000	8	684,000	5
固定資産税	25,557,913	181	38,638,216	321	9,378,094	109
軽自動車税	137,200	25	302,511	35	124,300	14
国民健康保険税	7,945,472	65	8,470,718	107	4,644,830	25
計	46,524,616	388	53,520,167	574	17,123,069	206

＊個人市民税額は県民税を含む。

(2)不納欠損の推移

（単位:円、件）

税目＼年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	税　額	件数	税　額	件数	税　額	件数
個人市民税	2,983,313	45	3,132,563	77	5,999,804	139
法人市民税	60,000	1	1,112,659	18	3,053,300	22
固定資産税	14,700,600	155	40,111,756	239	35,822,999	370
軽自動車税	126,500	16	242,112	37	660,239	96
国民健康保険税	1,105,705	31	1,764,741	34	15,890,403	166
計	18,976,118	248	46,363,831	405	61,426,745	793

6. 令和8年度　市・県民税課税状況（当初調定）

調定日　令和8年6月12日

区　　分		金　額(千円)
所得額	総所得金額等	71,565,181
	山林所得	4,175
	分離譲渡所得	184,257
	株式等譲渡所得	810,675
	上場株式等配当所得	31,920
	先物取引に係る雑所得	255,323
	合　計（A）	72,851,531
所得控除額	雑損控除	4,425
	医療費控除	571,190
	社会保険料控除	12,819,227
	小規模企業共済掛金控除	419,143
	生命保険料控除	958,399
	地震保険料控除	80,705
	障害者控除	325,440
	寡婦控除	67,860
	ひとり親控除	69,900
	配偶者控除	889,260
	配偶者特別控除	269,210
	扶養控除	1,863,670
	同居特別障害加算分	51,750
	勤労学生	260
	特定親族特別控除	6,090
	基礎控除	10,304,540
合　計（B）		28,701,069
課税所得金額（A）－（B）		44,150,462

区　　分		金　額(千円)
税額控除額	調整控除	49,046
	配当控除	5,916
	住宅借入金等特別税額控除	20,299
	寄付金税額控除	71,068
	外国税額控除	－
	合　　計	146,329
税額調整額		122
配当割額の控除額		5,472
株式等譲渡所得割額の控除額		4,078

区　　分		納税義務者数	税　額(千円)
市民税	均　等　割	27,051	81,153
	所　得　割	23,993	2,441,883
	計　①		2,523,036
県民税	均　等　割	27,051	40,577
	所　得　割	23,978	1,627,148
	計　②		1,667,725
課　税　額　計　①＋②			4,190,761
市・県民税負担割合	市　民　税		60.2%
	県　民　税		39.8%
①のうち給与特徴でR9年度の収入となる額＝③（市民税）			319,023
給与特徴でR7年度分からR8年度の収入となる額＝④（市民税）			297,174
①－③＋④ 差　引　調　定　額（市民税）			2,501,187

7. 令和8年度業種別、個人市民税所得割に関する調(課税状況調より)

令和8年7月1日現在

区　分	納税義務者 (人)	総所得金額等 (千円)	所得控除額 (千円)	課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	税額控除額等 (千円)	所得割額 (千円)	平均税率 (%)
給与所得者	17,330	57,109,066	22,293,407	34,815,659	2,088,213	114,190	1,972,666	6.0
営業等所得者	721	2,807,217	966,054	1,841,163	110,440	6,284	104,147	6.0
農業所得者	391	1,575,931	463,999	1,111,932	66,701	1,172	65,430	6.0
その他所得者	5,220	8,518,131	4,486,857	4,031,274	241,663	17,243	222,244	6.0
小　　計	23,662	70,010,345	28,210,317	41,800,028	2,507,017	138,889	2,364,487	6.0
分離所得者	346	1,559,011	490,752	2,350,434	103,022	7,440	89,436	4.4
合　　計	24,008	71,569,356	28,701,069	44,150,462	2,610,039	146,329	2,454,038	5.9

(1)所得割額構成割合(%)の推移

区分＼年度	所得割額 (千円、%) 令和6年度	令和7年度	令和8年度	備　考
給与所得者	1,654,767	1,900,142	1,972,666	
	85.1	77.4	80.4	
営業等所得者	90,932	100,739	104,147	
	4.7	4.1	4.2	
農業所得者	9,178	2,115	65,430	
	0.5	0.1	2.7	
その他所得者	137,956	195,355	222,244	
	7.1	7.9	9.1	
分離所得者	51,628	65,137	89,436	
	2.6	2.7	3.5	
合　　計	1,944,461	2,263,488	2,453,923	
	100.0	100.0	100.0	

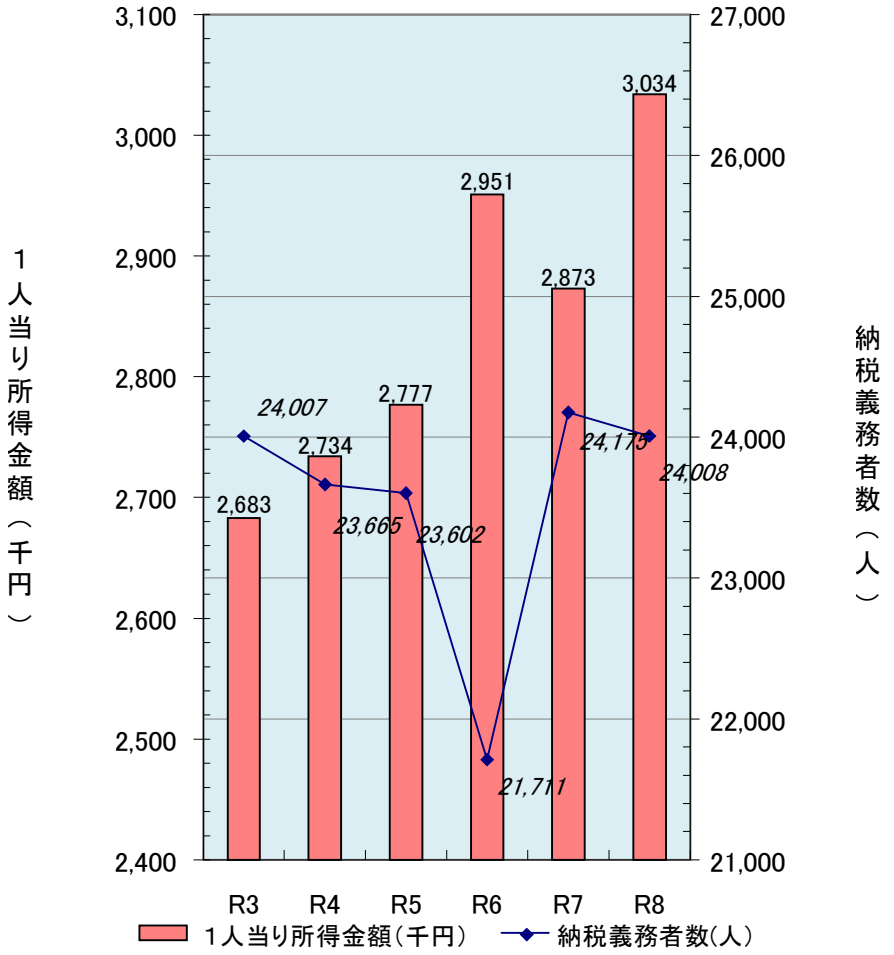
下段は、構成割合

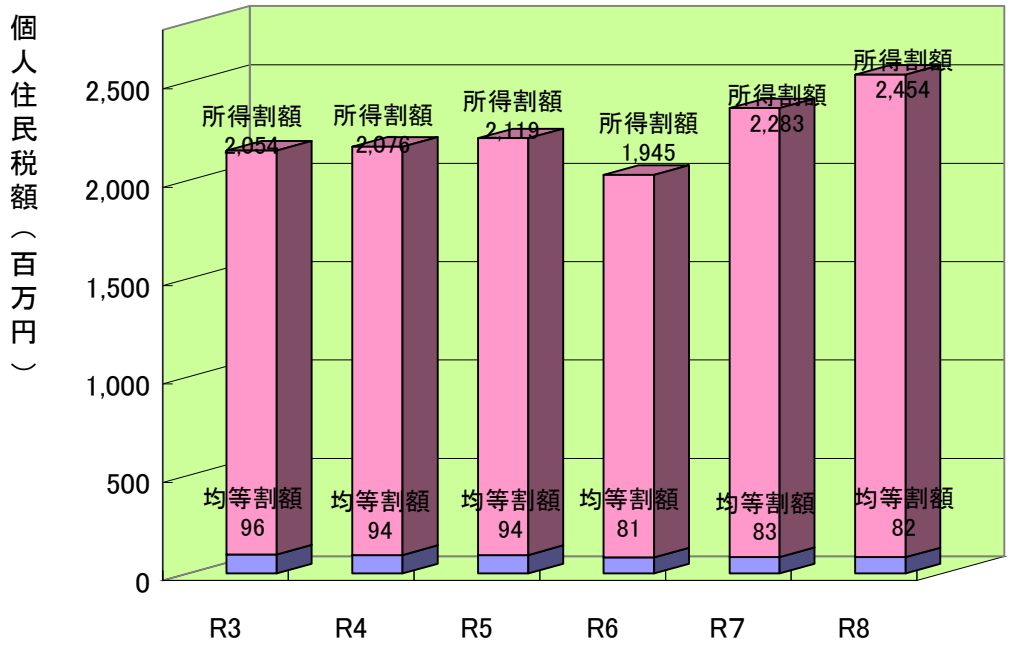
(2)1人当り所得金額と納税義務者数の推移

年度＼住民税	1人当り所得金額(千円)	納税義務者数(人)	1人当り所得割額(円)
令和3年度	2,683	24,007	85,542
令和4年度	2,734	23,665	87,746
令和5年度	2,777	23,602	89,783
令和6年度	2,951	21,711	89,561
令和7年度	2,873	24,175	94,415
令和8年度	3,034	24,008	102,212

(3)個人住民税額の推移

年度＼住民税	均等割額	所得割額	計（百万円）
令和3年度	96	2,054	2,150
令和4年度	94	2,076	2,170
令和5年度	94	2,119	2,213
令和6年度	81	1,945	2,026
令和7年度	83	2,283	2,366
令和8年度	82	2,454	2,536





8. 法人市民税調定額の推移 （最終調定額）

（単位:千円）

年度	事業所数	現年度分		滞納繰越分		合　計		
		均等割	法人税割	均等割	法人税割	均等割	法人税割	計
令和４年度	1,220	177,282	201,945	6,380	262	183,662	202,207	385,869
令和５年度	1,223	160,122	195,099	6,479	132	166,601	195,231	361,832
令和６年度 (A)	1,241	173,594	362,337	7,729	198	181,323	362,535	543,858
令和７年度 (B)	1,242	161,336	316,500	7,230	85	168,566	316,585	485,151
(B)/(A) %	100.1	92.9	87.3	93.5	42.9	93.0	87.3	89.2

(1)均等割の税率と区分別法人数

区　分	資本金等の額	従業者数	均等割額	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			（千円）	法人数 （社）	法人数 （社）	法人数 （社）	法人数 （社）
9号法人	50億円 ＜ 資本金	50人を超える	3,600	9	7	8	7
8号法人	10億円 ＜ 資本金 ≦ 50億円	〃	2,100	4	4	3	4
7号法人	10億円 ＜ 資本金	50人以下	492	45	50	52	53
6号法人	1億円 ＜ 資本金 ≦ 10億円	50人を超える	480	12	12	13	10
5号法人	1億円 ＜ 資本金 ≦ 10億円	50人以下	192	48	46	45	46
4号法人	1千万円 ＜ 資本金 ≦ 1億円	50人を超える	180	30	31	32	35
3号法人	1千万円 ＜ 資本金 ≦ 1億円	50人以下	156	256	257	255	247
2号法人	資本金 ≦ 1千万円	50人を超える	144	6	5	5	5
1号法人	資本金 ≦ 1千万円 (法人でない社団等を含む)	50人以下	60	810	811	828	835
計				1,220	1,223	1,241	1,242

(2)法人税割の税率の推移

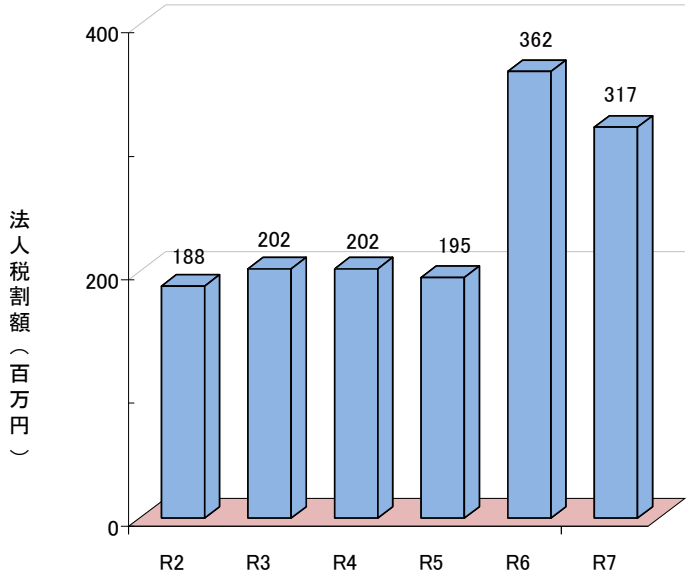
（%）

	城端	平	上平	利賀	井波	井口	福野	福光
平成16年度(合併前)	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.5	14.7
平成16年度(**合併後**)	14.7							
平成26年10月～	12.1　（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用）							
令和元年10月～	8.4　（令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用）							

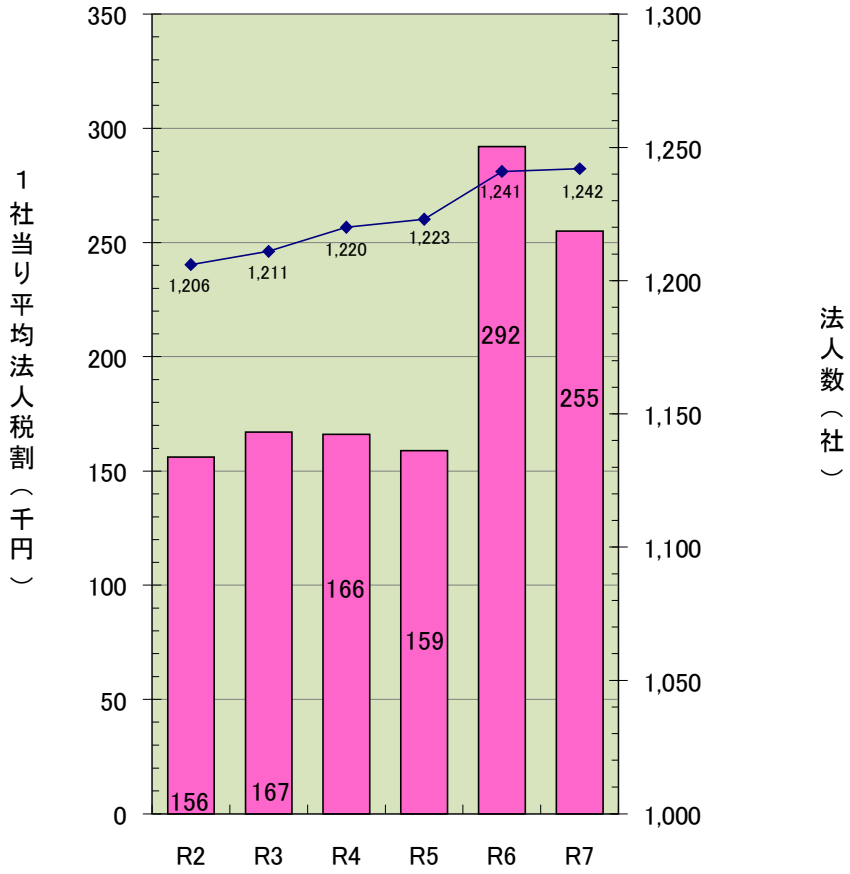
(3)法人税割額(現年分)

	法人税割額（百万円）a	1社当り平均（千円）b	法人数（社）c
令和2年度	188	156	1,206
令和3年度	202	167	1,211
令和4年度	202	166	1,220
令和5年度	195	159	1,223
令和6年度	362	292	1,241
令和7年度	317	255	1,242

a 法人税割額の推移



1社当り法人税割額(現年分)・法人数の推移



9. 固定資産税額の推移

(1)固定資産税調定額の推移

（単位:千円）

年　度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
固定資産税調定額	3,534,980	3,605,704	3,426,838	3,529,386	3,545,505	3,499,712	3,525,647	3,536,423

（現年度課税分で、過年度分、国有資産等所在市町村交付金を含まない純固定資産税額とし、
令和８年度は当初調定、他年度は最終調定）

(2)税率(%)の推移 （固定資産税額＝課税標準額×税率）

（単位:%）

平成16年度（旧町村）	城端	平	上平	利賀	井波	井口	福野	福光
	1.50	1.70	1.70	1.70	1.45	1.50	1.50	1.55
平成17年度～（南砺市）	全域							
	1.45							

(3)固定資産税課税標準額の推移（各年度とも当初賦課）

イ. 土　地 （法定免税点以上のもの）

概要調書より　（単位:千円）

地目＼年度		課税標準額							
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
田（介在田含む）		7,753,360	7,758,112	7,710,605	7,691,521	7,722,874	7,735,736	7,755,713	7,655,553
畑（介在畑含む）		241,504	242,879	244,266	238,408	235,361	230,152	231,875	231,727
宅地	小規模住宅用地	4,868,397	4,855,364	4,676,003	4,668,545	4,660,181	4,629,619	4,603,512	4,597,406
	一般住宅用地	13,901,281	13,869,503	13,112,613	13,098,418	13,093,932	12,993,427	12,965,529	12,949,953
	住宅用地以外の宅地	31,246,227	31,217,318	30,675,791	30,566,508	30,628,705	30,383,602	30,403,306	30,353,674
	計	50,015,905	49,942,185	48,464,407	48,333,471	48,382,818	48,006,648	47,972,347	47,901,033
鉱泉地		1,854	1,854	1,854	1,854	1,854	1,854	1,854	1,854
池沼		非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地
山林		427,416	425,976	432,173	434,460	435,265	435,983	437,709	441,170
原野		39,611	39,553	39,417	39,306	39,247	39,343	39,162	38,940
雑種地		3,375,486	3,378,394	3,407,277	3,403,852	3,335,346	3,343,911	3,342,856	3,458,649
その他		－	－	－	－	－	－	－	－
合計		61,855,136	61,788,953	60,299,999	60,142,872	60,152,765	59,793,627	59,781,516	59,728,926

ロ. 家　屋 （法定免税点以上のもの）

概要調書より　（単位：千円）

家屋の種類＼年度			決定価格							
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
木造家屋	専用住宅（共同住宅含む）		45,568,578	46,610,710	45,189,042	46,004,515	46,751,217	46,692,172	47,084,330	47,562,701
	併用住宅		1,562,262	1,647,073	1,584,486	1,585,071	1,574,297	1,553,123	1,554,083	1,561,301
	付属家		4,069,293	4,082,978	3,979,308	4,011,417	3,997,281	3,925,712	3,918,652	3,913,855
	事務所・店舗		784,435	804,388	728,341	821,075	835,137	827,861	843,784	888,074
	劇場・病院		44,312	43,716	38,739	38,739	46,525	44,623	44,623	49,342
	ホテル・旅館		112,722	116,807	110,954	127,283	122,071	120,895	120,895	120,895
	工場・倉庫		410,858	436,815	409,576	440,050	454,561	1,137,438	1,145,044	1,147,005
	土蔵		692,958	690,842	684,375	678,967	673,187	工場・倉庫へ移行	工場・倉庫へ移行	工場・倉庫へ移行
	計		53,245,418	54,433,329	52,724,821	53,707,117	54,454,276	54,301,824	54,711,411	55,243,173
木造以外の家屋	専用住宅（共同住宅を含む）	鉄骨鉄筋コン造	174,384	174,384	174,384	174,384	174,384	174,363	174,363	174,363
		鉄筋コン造	2,276,203	2,314,711	2,302,112	2,283,808	2,283,808	2,271,023	2,271,023	2,271,023
		鉄骨造	4,641,709	4,728,062	4,512,712	4,623,389	4,623,296	4,610,885	4,597,166	4,604,962
		軽量鉄骨造	1,839,472	1,883,474	1,723,509	1,776,400	1,795,180	1,704,054	1,704,053	1,701,685
		れんが・コンクリートブロック造	116,241	116,241	111,997	111,633	109,533	106,705	106,521	105,619
		小計	9,048,009	9,216,872	8,824,714	8,969,614	8,986,201	8,867,030	8,853,126	8,857,652
	その他	鉄骨鉄筋コン造	464,764	464,764	347,064	443,989	443,989	433,865	433,865	433,865
		鉄筋コン造	6,214,478	6,171,039	5,545,474	6,120,611	6,076,827	5,864,161	5,856,207	5,856,207
		鉄骨造	38,099,080	38,613,901	34,952,923	37,833,785	38,275,240	36,537,019	37,168,069	37,380,684
		軽量鉄骨造	2,227,458	2,258,198	2,078,995	2,161,501	2,161,548	2,123,554	2,149,887	2,152,494
		れんが・コンクリートブロック造	206,454	204,922	190,018	190,648	190,062	184,415	183,319	182,810
		その他	—	—	—	—	3,145	5,725	5,726	5,727
		小計	47,212,234	47,712,824	43,114,474	46,750,534	47,150,811	45,148,739	45,797,073	46,011,787
	計		56,260,243	56,929,696	51,939,188	55,720,148	56,137,012	54,015,769	54,650,199	54,869,439
合計			109,505,661	111,363,025	104,664,009	109,427,265	110,591,288	108,317,593	109,361,610	110,112,612

※令和7年度評価替えに伴う用途区分変更により土蔵は「工場、倉庫」へ移行

［上段は個人分・下段は法人分］

ハ. 償却資産 （法定免税点以上のもの）

概要調書より （単位：千円）

種類＼年度	課税標準額							
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
構築物	303,373	324,389	356,902	394,891	384,259	355,658	325,298	287,391
	5,300,335	5,772,586	5,719,696	6,200,410	6,595,140	7,605,820	8,266,561	8,435,786
機械及び装置	505,621	549,380	533,382	545,286	452,364	438,025	367,751	349,035
	18,877,145	18,556,598	16,568,372	18,430,845	19,297,009	19,698,455	20,006,324	19,987,533
船舶	－	－	－	－	－	－	－	－
	457	457	101	457	425	425	4,321	1,460
航空機	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	103	－	－	－	－
車両及び運搬具	8,413	9,409	7,508	4,506	10,198	3,438	2,849	2,503
	337,165	281,112	263,106	242,603	223,625	384,464	349,263	368,304
工具、器具及び備品	132,778	155,539	176,174	184,284	184,754	171,434	172,269	179,298
	3,670,975	3,557,785	3,444,533	3,596,890	3,541,795	3,742,597	3,978,500	4,162,678
計	950,185	1,038,717	1,073,966	1,128,967	1,031,575	968,555	868,167	818,227
	28,186,077	28,168,538	25,995,808	28,471,308	29,657,994	31,431,761	32,604,969	32,955,761
法第389条関係 大臣・知事配分分	－	－	－	－	－	－	－	－
	46,738,423	49,462,677	48,670,652	47,602,003	45,988,308	43,846,683	43,667,259	43,211,420
合計	950,185	1,038,717	1,073,966	1,128,967	1,031,575	968,555	868,167	818,227
	74,924,500	77,631,215	74,666,460	76,073,311	75,646,302	75,278,444	76,272,228	76,167,181

※令和3年度より、種類に「航空機」を追加

(4)国有資産等所在市町村交付金及び納付金の推移

イ. 国有資産等交付金

（単位：千円）

区分＼年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
中部森林管理局	1,412	1,412	1,412	1,413	1,412	1,413	1,413	1,413
北陸財務局	31	31	31	30	30	30	29	27
富山県企業局	108,519	127,430	121,803	124,880	119,379	113,904	108,434	104,136
富山県	663	662	662	688	688	602	531	548
合計	114,016	110,625	129,535	123,908	127,011	121,509	115,949	106,124

10. 軽自動車税に関する調

(1)環境性能割の推移

(単位:千円)

区 分	税率	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額
現年課税分	15.税率一覧表参照	609	11,811	639	13,245	696	15,981

※令和元年10月1日環境性能割創設。令和7年度をもって廃止。
1月末までに県に申告納付または賦課徴収のあったものが、その年度の市の収入となる。

(2)種別割の推移

(単位:千円)

種類	区分		税率 1台当 (円)	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度 (当初)	
				課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額
原付自転車	原付1種		2,000	1,593	3,186	1,500	3,000	1,430	2,860	1,374	2,748	1,324	2,648	1,277	2,554
	原付2種 乙		2,000	123	246	128	256	116	232	116	232	113	226	107	214
	原付2種 甲		2,400	235	564	250	600	266	638	294	706	302	725	307	737
	ミニカー		3,700	40	148	42	155	40	148	40	148	39	144	38	140
	小 計			1,991	4,144	1,920	4,011	1,852	3,878	1,824	3,834	1,778	3,743	1,729	3,645
軽自動車及び小型特殊自動車	一般	二輪車 (ボートトレーラ含む)	3,600	585	2,106	616	2,218	630	2,268	612	2,203	626	2,254	630	2,268
		四輪車 乗用(営)	15.税率一覧表参照	−	−	−	−	3	25	3	25	2	16	4	32
		四輪車 乗用(自)		13,152	125,342	13,121	129,504	13,174	133,102	13,171	135,806	13,158	138,595	13,304	143,404
		四輪車 貨物用(営)		84	305	82	298	79	289	84	317	91	358	81	313
		四輪車 貨物用(自)		6,732	34,045	6,719	34,428	6,752	35,104	6,709	35,243	6,675	35,394	6,759	36,121
	農耕用		2,000	2,534	5,068	2,483	4,966	2,431	4,862	2,399	4,798	2,324	4,648	2,272	4,544
	特殊作業用		5,900	560	3,304	577	3,404	591	3,487	599	3,534	607	3,581	639	3,770
	小 計			23,647	170,170	23,598	174,818	23,660	179,137	23,577	181,926	23,483	184,846	23,689	190,452
二輪の小型自動車			6,000	553	3,318	558	3,348	570	3,420	576	3,456	559	3,354	573	3,438
合 計				26,474	174,518	26,191	177,632	26,076	182,177	25,977	189,216	25,820	191,943	25,991	197,535

※令和8年度は当初調定、他年度は最終調定

11. たばこ税に関する調

（単位:本、円）

種類／年度	旧３級品以外			旧３級品			調定額 (A+B)
	売り渡し本数	税率 1,000本当り	調定額 (A)	売り渡し本数	税率 1,000本当り	調定額 (B)	
令和3年度	3～9月分 22,254,857	6,122	136,244,231				224,140,239
	10～2月分 13,294,783	6,552	87,109,811				
	手持ちたばこ 1,828,386	430	786,197				
令和4年度	3～2月分 36,089,543	6,552	236,458,681	※令和元年10月1日以降5，692円となり、紙巻きたばこ3級品に係るたばこ税等の特例税率が廃止され、一級品と同じ税率となりました。			236,458,681
令和5年度	3～2月分 35,538,809	6,552	232,850,271				232,850,271
令和6年度	3～2月分 34,572,060	6,552	226,516,125				226,516,125
令和7年度	3～2月分 35,356,714	6,552	231,657,176				231,657,176

12. 入湯税に関する調

（単位:人、円）

項目／年度	税率 1人1日当り	課税人数	調定額	課税免除人数	備考
令和3年度	150円	43,032	6,454,800	326,617	
令和4年度	150円	50,305	7,545,750	374,936	
令和5年度	150円	43,880	6,582,000	332,377	
令和6年度	150円	49,049	7,357,350	351,940	
令和7年度	150円	45,069	6,760,350	334,450	

13. 国民健康保険税の概要

（1）令和8年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算（当初）

（単位：千円）

歳入		歳出	
科目	金額	科目	金額
1. 国民健康保険税	816,931	1. 総務費	101,583
2. 使用料及び手数料	150	2. 保険給付費	3,244,375
3. 国庫支出金	－	3. 国民健康保険事業費納付金	1,177,209
6. 県支出金	3,401,619	8. 保健事業費	62,167
8. 財産収入	3,082	9. 基金積立金	3,082
10. 繰入金	392,960	11. 諸支出金	35,384
11. 繰越金	30,000	12. 予備費	30,000
12. 諸収入	9,058		
歳入合計	4,653,800	歳出合計	4,653,800

（2）国民健康保険税税率の推移

年度	医療分				後期支援分				介護保険分				子ども・子育て支援分				
	所得割（%）	均等割 1人（円）	平等割 世帯（円）	賦課限度額（円）	所得割（%）	均等割 1人（円）	平等割 世帯（円）	賦課限度額（円）	所得割（%）	均等割 1人（円）	平等割 世帯（円）	賦課限度額（円）	所得割（%）	均等割 1人（円）	平等割 世帯（円）	18才以上均等割額 1人（円）	賦課限度額（円）
平成29年度	6.40	25,500	19,700	540,000	1.90	7,700	6,000	190,000	1.60	8,200	4,500	160,000					
平成30年度	6.40	25,500	19,700	580,000	1.90	7,700	6,000	190,000	1.60	8,200	4,500	160,000					
令和元年度	6.40	25,500	19,700	610,000	1.90	7,700	6,000	190,000	1.60	8,200	4,500	160,000					
令和2年度	6.40	25,500	19,700	630,000	1.90	7,700	6,000	190,000	1.60	8,200	4,500	170,000					
令和3年度	6.40	25,500	19,700	630,000	1.90	7,700	6,000	190,000	1.60	8,200	4,500	170,000					
令和4年度	6.40	25,500	19,700	650,000	1.90	7,700	6,000	200,000	1.60	8,200	4,500	170,000					
令和5年度	6.40	25,500	19,700	650,000	1.90	7,700	6,000	220,000	1.60	8,200	4,500	170,000					
令和6年度	6.40	25,500	19,700	650,000	1.90	7,700	6,000	240,000	1.60	8,200	4,500	170,000					
令和7年度	6.40	25,500	19,700	660,000	1.90	7,700	6,000	260,000	1.60	8,200	4,500	170,000					
令和8年度	6.40	25,500	19,700	670,000	1.90	7,700	6,000	260,000	1.60	8,200	4,500	170,000	0.30	1,320	840	60	30,000

14.後期高齢者医療保険料(参考)

(1)保険料の算出方法

	基礎賦課額(医療分)	子ども・子育て支援納付金分
所得割額	10.19%	0.26%
均等割額	55,800円	1,373円
賦課限度額	85万円	21,000円

注:① 課税のもととなる所得金額とは、前年中の総所得金額、分離短期・分離長期譲渡所得金額、株式等にかかる譲渡所得金額、分離課税の上場株式配当所得、商品先物取引にかかる雑所得及び山林所得金額の合計額から基礎控除額(43万円)を差し引いた金額をいう。
なお、基礎控除額は合計所得金額2,400万円を超えると逓減される。

(2)保険料の軽減

均等割額の軽減

①低所得者への軽減 (同一世帯のすべての被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額で判定)

- 7割軽減　基礎控除額(43万円)＋10万円×(年金・給与所得者の合計数…注②　－1)以下
- 5割軽減　基礎控除額(43万円)＋(31万円×被保険者数)＋10万円×(年金・給与所得者の合計数…注②　－1)以下
- 2割軽減　基礎控除額(43万円)＋(57万円×被保険者数)　＋10万円×(年金・給与所得者の合計数…注②　－1)以下

注②:年金・給与所得者の合計数　前年中の収入が次のいずれかの条件を満たす同一世帯の被保険者及び世帯主の合計数。「10万円×(年金・給与所得者の合計数－1)」の計算は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算。

ア. 給与収入が55万円を超える者(給与収入のうち専従者給与を除く)
イ. 65歳未満かつ公的年金収入額が60万円を超える者
ウ. 65歳以上かつ公的年金収入額が125万円を超える者

注③:令和8・9年度分の均等割が7割軽減に該当する者は医療分のみさらに0.2割を上乗せして減額

②被用者保険の被扶養者であった人への軽減 (後期高齢者医療制度の資格取得日の前日に被用者保険の被扶養者であった人)

- 所得割額　負担なし
- 均等割額　5割軽減(資格取得日より2年間)

(3)収納状況

(単位:千円、%)

区分 / 科目	令和5年度 調定額(A)	収入(B)	不納欠損額(C)	収納率 (B)/((A)-(C))	令和6年度 調定額(A)	収入(B)	不納欠損額(C)	収納率 (B)/((A)-(C))	令和7年度 調定額(A)	収入(B)	不納欠損額(C)	収納率 (B)/((A)-(C))
現年度賦課分	723,269	723,005	0	100.0	774,815	773,259	0	99.8	855,744	855,295	0	99.9
滞納繰越分	682	324	0	47.5	622	419	0	67.4	1,151	377	0	32.8
計	723,951	723,329	0	99.9	775,437	773,678	0	99.8	856,895	855,672	0	99.9

15. 税率一覧表 （令和8年度）

◎ 市・県民税

(1) 均等割

イ 個人住民税　市 民 税　3,000円　県 民 税　1,500円[注1)]　森林環境税　1，000円[注2)]

非課税限度額
① 前年の合計所得金額が 28万円×家族数[注3)]＋加算額[注4)]16．8万円＋10万円 以下
② 前年の合計所得金額が 135万円以下の障害者、未成年者、寡婦又はひとり親

注1) 県民税均等割のうち500円は「水と緑の森づくり税」
注2) 均等割の納税義務がある方は森林環境税（国税）を合わせて納付
注3) 家族数は同一生計配偶者及び扶養親族の数＋1
注4) 加算額は同一生計配偶者又は扶養親族を有するとき

ロ 法人市民税

区 分	資 本 金 等 の 額	従業者数	均等割額（千円）
9号法人	50億円 ＜ 資本金	50人を超える	3,600
8号法人	10億円 ＜ 資本金 ≦ 50億円	〃	2,100
7号法人	10億円 ＜ 資本金	50人以下	492
6号法人	1億円 ＜ 資本金 ≦ 10億円	50人を超える	480
5号法人	1億円 ＜ 資本金 ≦ 10億円	50人以下	192
4号法人	1千万円 ＜ 資本金 ≦ 1億円	50人を超える	180
3号法人	1千万円 ＜ 資本金 ≦ 1億円	50人以下	156
2号法人	資本金 ≦ 1千万円	50人を超える	144
1号法人	資本金 ≦ 1千万円（法人でない社団等を含む）	50人以下	60

(2) 個人・所得割

イ 一般申告・総所得にかかる税率

区分 ＼ 課税総所得金額	市 民 税	県 民 税
	税率	税率
一律	6%	4%

非課税限度額
① 前年の総所得金額等が 35万円×家族数[注1)]＋加算額[注2)]32万円＋10万円 以下
② 前年の総所得金額等が135万円以下の障害者、未成年者、寡婦又はひとり親

注1) 家族数は同一生計配偶者及び扶養親族の数＋1
注2) 加算額は同一生計配偶者又は扶養親族を有するとき

ロ 分離申告・長期譲渡所得にかかる税率

	市 民 税	県 民 税
課税長期譲渡所得金額	×3．0%	×2．0%

※ 所得税（国税）　(A)×15%

ハ 分離申告・優良住宅等の造成長期譲渡所得にかかる税率

	市 民 税	県 民 税
特別控除後の譲渡益が2，000万円以下の部分	×2．4%	×1．6%
〃 2，000万円を超える部分	×3．0%	×2．0%

※ 所得税（国税）　特別控除後の譲渡益が2，000万円以下の部分　×10%
〃　が2，000万円超える部分　×15%

ニ 分離申告・短期譲渡所得にかかる税率

	市　民　税	県　民　税
課税短期譲渡所得金額	×5．4％	×3．6％

※ 所得税（国税）　　課税短期譲渡所得金額　　×30％

ホ 調整控除

① 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合

次の a または b のいずれか少ない額の5％（市民税3％、県民税2％）

a,人的控除額の差の合計額　　b,個人住民税の課税所得金額

② 個人住民税の課税所得金額が200万円を超える場合

{人的控除額の差の合計額－（個人住民税の課税所得金額－200万円）}×5％

※ ただし、2，500円未満の場合は、2，500円とする。

合計所得金額が2，500万円を超える場合は①及び②とも適用外とする。（令和3年度より）

(3) 法人・法人税割

法人税額×12．1％（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用）

法人税額×　8．4％（令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用）

◎ 固定資産税

固定資産課税標準額×1．45％　（平成17年度より）

◎ 軽自動車税

（1） 原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪等

車　種		税額	車　種		税額
原動機付自転車	50cc以下（第一種）	2,000円	二輪の軽自動車		3,600円
	50ccを超え125cc以下かつ最高出力4kw以下（第一種）	2,000円	二輪の小型自動車		6,000円
	90cc以下（第二種の乙）	2,000円	小型特殊自動車	農耕用	2,000円
	125cc以下（第二種の甲）	2,400円		その他	5,900円
特定小型原動機付自転車		2,000円	雪上車		3,000円
ミニカー		3,700円			

（2） 三輪、四輪の軽自動車

車　種			平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両【旧税額】	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両【新税額】	最初の新規検査から13年を経過した車両【重課税額】
軽自動車	三　輪		3,100円	3,900円	4,600円
	四輪（乗用）	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪（貨物）	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

○令和7年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪以上及び三輪の軽自動車で、排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、令和8年度分の軽自動車税の税額を軽減する特例措置が適用されます。

（3） グリーン化特例(軽課)

車　種			令和7年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両	グリーン化特例(軽課)適用税額	
				(ア)概ね75%軽減	(イ)概ね50%軽減
軽自動車	三　輪		3,900円	1,000円	2,000円(ウ)
	四輪(乗用)	営業用	6,900円	1,800円	3,500円
		自家用	10,800円	2,700円	
	四輪(貨物)	営業用	3,800円	1,000円	
		自家用	5,000円	1,300円	

(ア)電気自動車・天然ガス軽自動車 (イ)平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ令和2年度燃費基準達成車かつ令和12年度燃費基準90%達成車 (ウ)乗用営業用のみ対象

◎ 市たばこ税

税率(1,000本につき)	期間	H30年4月～H30年9月	H30年10月～R1年9月	R1年10月～R2年9月	R2年10月～R3年9月	R3年10月～
旧3級品以外		5,262円	5,692円	5,692円	6,122円	6,552円
旧3級品		4,000円	4,000円			

※令和元年10月1日から、旧３級品に係るたばこ税等の特例税率が廃止され、一般品と同じ税率になりました。

◎ 入湯税

・ 一人一日　　150円

※ 免税者
- 12歳未満の者
- 共同浴場及び一般公衆浴場に入湯する者
- 日帰り客で、一人当たりの施設利用料金が1，000円以下のもの
- 学校(大学を除く)の行事として行われる修学旅行等で教職員が引率して行われるものに参加する児童生徒又は学生

◎ 国民健康保険税

		課税対象	医療分	後期分	子ども・子育て支援分	介護分
			加入者全員	加入者全員	加入者全員	40歳～64歳の加入者
(1)	所得割額	加入者一人ひとり 課税基準所得金額(注1)－基礎控除額(注3)	6．40％	1．90％	0．30％	1．60％
(2)	均等割額	国保加入者一人につき	25，500円	7，700円	1，320円(注2)	8,200円
(3)	平等割額	国保加入世帯一世帯につき	19，700円	6，000円	840円	4,500円
(4)	18才以上均等割額	18才以上の国保加入者1名につき	－	－	60円(注2)	－
課税限度額			67万円	26万円	3万円	17万円

注1）課税基準所得金額とは、前年中の総所得金額、分離短期・分離長期譲渡所得金額、株式等にかかる譲渡所得金額、分離課税の上場株式配当所得、商品先物取引にかかる雑所得及び山林所得金額の合計額をいう。

注2）18歳に到達して最初の3月31日以前である被保険者は全額減額となります。

注3）基礎控除額は、合計所得金額によって下表のとおりとなる。

前年中の合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除額	43万円	29万円	15万円	0円

※軽減判定用所得金額が定められた基準以下の場合、均等割額、平等割額が軽減される。

・7割軽減　基礎控除額(43万円)＋10万円×(年金・給与所得者の合計数(注1)－1)以下の世帯

・5割軽減　基礎控除額(43万円)＋(31万円×被保険者数および特定同一世帯所属者(注2)数の合算数)
＋10万円×(年金・給与所得者の合計数(注1)－1)以下の世帯

・2割軽減　基礎控除額(43万円)＋(57万円×被保険者数および特定同一世帯所属者(注2)数の合算数)
＋10万円×(年金・給与所得者の合計数(注1)－1)以下の世帯

注1）　年金・給与所得者の合計数とは、前年中の収入が次のいずれかの条件を満たす同一世帯の被保険者及び世帯主の合計数をいう。「10万円×(年金・給与所得者の合計数－1)」の計算は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算。

ア．給与収入が55万円を超える者

イ．65歳未満かつ公的年金収入額が60万円を超える者

ウ．65歳以上かつ公的年金収入額が125万円(公的年金等控除110万円＋高齢者特別控除15万円)を超える者

注2）　特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険被保険者の資格を喪失した者で、継続して同一の世帯に属する者をいう。

※令和4年度から、国民健康保険に加入している未就学児の均等割額が5割軽減された。(注3)
所得に応じた軽減に該当する世帯の場合は、その軽減適用後の均等割額を5割軽減する。

注3）　その年度時点で、小学校入学対象でない方。

16. 所得等の控除額の一覧表

基礎控除額

所得税（令和7年分）

納税者の合計所得金額	控除額
① 132 万円以下	950,000 円
① 132 万円超 336 万円以下	880,000 円
① 336 万円超 489 万円以下	680,000 円
① 489 万円超 655 万円以下	630,000 円
① 655 万円超 2,350 万円以下	580,000 円
① 2,350 万円超 2,400 万円以下	480,000 円
② 2,400 万円超 2,450 万円以下	320,000 円
③ 2,450 万円超 2,500 万円以下	160,000 円
④ 2,500 万円超	0 円(適用なし)

住民税（令和8年度）

区分	控除額
①	430,000 円
②	290,000 円
③	150,000 円
④	0 円(適用なし)

配偶者（特別）控除額

所得税（令和7年分）

配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額 A. 900 万円以下	B. 900 万円超 950 万円以下	C. 950 万円超 1,000 万円以下	控除の種類
① 58 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	配偶者控除
②老人配偶者(70 歳以上)	48 万円	32 万円	16 万円	配偶者控除
③ 58 万円超 95 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	配偶者特別控除
④ 95 万円超 100 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	配偶者特別控除
⑤100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	配偶者特別控除
⑥105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	配偶者特別控除
⑦110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	配偶者特別控除
⑧115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	配偶者特別控除
⑨120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	配偶者特別控除
⑩125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	配偶者特別控除
⑪130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	配偶者特別控除
⑫133 万円超	0 円	0 円	0 円	配偶者特別控除

納税者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者（特別）控除が適用されない。

住民税（令和8年度）

配偶者	納税者 A.	B.	C.
①	33 万円	22 万円	11 万円
②	38 万円	26 万円	13 万円
③	33 万円	22 万円	11 万円
④	33 万円	22 万円	11 万円
⑤	31 万円	21 万円	11 万円
⑥	26 万円	18 万円	9 万円
⑦	21 万円	14 万円	7 万円
⑧	16 万円	11 万円	6 万円
⑨	11 万円	8 万円	4 万円
⑩	6 万円	4 万円	2 万円
⑪	3 万円	2 万円	1 万円
⑫	0 円	0 円	0 円

同 左

扶養控除額

	所得税（令和7年分）	住民税（令和8年度）
年少扶養者(16 歳未満)	0 円	0 円
一般扶養親族(16 歳以上 19 歳未満及び 23 歳以上 70 歳未満)一人につき	380,000 円	330,000 円
19 歳以上 23 歳未満の扶養親族	630,000 円	450,000 円
老人扶養親族(70 歳以上)	480,000 円	380,000 円
同居老親等	580,000 円	450,000 円

雑損控除額

「損害金額－保険金などで補てんされる金額」＝Aの金額を基として計算した、次の①と②のいずれか多い方の金額

① Aの金額－(所得金額の合計額×10%)

② Aの金額のうち災害関連支出額－ 5 万円

同 左

医療費控除額

次の①と②のいずれか多い方の金額

① 『医療費の実質負担額-「10 万円と総所得金額等の5%のいずれか少ない金額」(限度額 200 万円)』

② 『スイッチ OTC 医薬品の購入額-保険等で補てんされる金額-1 万 2 千円(限度額 8 万 8 千円)』

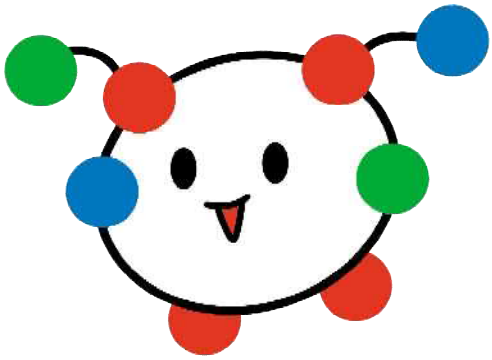
同 左

社会保険料控除額

支払いをした社会保険料又は給与等から控除される社会保険料の合計額

同 左

区　　分	所　　得　　税 令和7年分	住 民 税 令和8年度
小規模企業共済等掛金控除額	支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金除く。)、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金若しくは個人型年金加入者掛金(iDeCoなど)又は心身障害者扶養共済掛金の合計額	同　　左
生命保険料 控　除　額	①　新契約(H24.1.1 以降に契約)　上限12万円 新生命保険料･新個人年金保険料･介護医療保険料　(限度額　各4万円) 20，000円以下･･･支払い保険料の全額 20，000円超～40，000円以下　･･･　支払い保険料×1/2＋10,000 円 40，000円超～80，000円以下　･･･　支払い保険料×1/4＋20,000 円 80，000円超　･･･　一律 40,000 円 ②　旧契約(H23.12.31 以前に契約)　上限10万円 旧生命保険料･旧個人年金保険料　(限度額　各 5 万円) 25，000円以下･･･支払い保険料の全額 25，000円超～50，000円以下　･･･　支払い保険料×1/2＋12,500 円 50，000円超～100，000円以下　･･･　支払い保険料×1/4＋25,000 円 100，000円超　･･･　一律 50,000 円 ③　①新契約と②旧契約の双方に加入し、生命保険料控除を適用する場合 ①に基づき算定した新契約の控除額と、②に基づき算定した旧契約の控除額との合計額(最高、各4万円　上限12万円)	①新契約　上限7万円 新生命保険料･新個人年金保険料 介護医療保険料(限度額各 28,000 円) 12,000 円以下 支払い保険料の全額 12,000 円超～32,000 円以下 支払保険料×1/2＋6,000 円 32,000 円超～56,000 円以下 支払保険料×1/4＋14,000 円 56,000 円超 一律 28,000 円 ②旧契約　上限7万円 新生命保険料･新個人年金保険料 (限度額各 35,000 円) 15,000 円以下 支払い保険料の全額 15,000 円超～40,000 円以下 支払保険料×1/2＋7,500 円 40,000 円超～70,000 円以下 支払保険料×1/4＋17,500 円 70,000 円超 一律 35,000 円 ③新･旧契約双方の場合 新契約の控除額と、旧契約の控除額との合計額(各 28,000 円全体の上限7万円)
地震保険料 控　除　額	損害保険契約等に係る地震保険料の金額の合計額(最高5万円)　＋　(長期損害保険契約等に係る旧長期損害保険料の金額の支払額(支払額の金額が 10,000 円を超える場合は支払額×1/2 + 5,000 円)(最高 15,000 円)) (最高限度額　5万円)	地震保険料 支払った地震保険料の 1/2 限度額　25,000 円(A) 支払った旧長期損害保険料 限度額　10,000 円(B) 5,000 円以下　支払額全額 5,000 円超～15,000 円以下 支払額×1/2+2,500 円 15,000 円超　10,000 円 最高限度額　25,000 円(A+B)
障　害　者 控　除　額	本人又は同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合(一人につき) 障害者　270,000 円 特別障害者　400,000 円 同居特別障害者　750,000 円	 260,000 円 300,000 円 530,000 円
寡婦･ひとり親控除額	寡　婦　(合計所得金額が500万円以下で、合計所得金額が58万円以下の扶養親族を有する)　270,000 円 ひとり親　(合計所得金額が500万円以下で、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる)　350,000 円	260,000 円 300,000 円
勤労学生控除	勤労学生(合計所得金額が85 万円以下で、そのうち給与所得以外の所得の合計額が 10 万円以下の者に限る)　270,000 円	260,000 円



南砺市

市税の概要 令和8年度版

令和８年10月発行

発行者　南砺市総務部　税務課

〒939-1692　南砺市荒木1550

TEL　0763-23-2030　収税係
TEL　0763-23-2005　市民税係
TEL　0763-23-2033　資産税係
FAX　0763-52-3232
